標準開示フォーマット（任意団体用）

報告年月日	平成25年3年29日
報告者氏名	懸田　弘訓
当該法人における役職	調査団長

1．組織情報

■ 団体名称	民俗芸能学会福島調査団
■ 主たる事務所の所在地	福島県二本松市１丁目４８４番地３
■ 従たる事務所の所在地	なし
■ 代表者氏名	懸田　弘訓
■ 設立年月日	平成23年9年1日
■ 団体の目的	福島県内の無形の民俗文化財の復旧・復興のための基礎資料とするため、福島県内に伝承されてきた祭礼行事や民俗芸能など無形の民俗文化財の被災状況や将来への展望、復旧・復興に向けた支援希望などを調査する。
■ 事業活動の概要（400字以内）	平成23年9月から、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所の事故により被害を受けた福島県浜通りに伝承されてきた風俗慣習、民俗芸能などの無形の民俗文化財の復活・復興の資料とするための調査を行っている。 被災し用具などが毀損または滅失した民俗芸能などについては、その復活のため、行政または民間団体の支援を受けて用具などをそろえる活動、被災した民俗芸能が芸能を披露する活動への協力なども行っている。

■ 公開用電話番号	0243-22-2941	■ファクス	0243-22-3107
■ ホームページ	なし	■メールアドレス	なし
■ 常勤職員数	0人		

■ 定款等の添付　☑ 定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書
平成99年度	☑	☐	☐	☑

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

なし

２．財務情報

■ 事業年度（直近の決算）　平成23年度（平成23年9月15日～平成24年3月31日）

■ 損益計算書（収支計算書）

	調査研究事業	合計
経常収益計	3,188,966	3,188,966
国庫補助金収入	3,188,966	3,188,966
経常費用計	3,188,966	3,188,966
事業費合計	3,188,966	3,188,966
管理費合計	0	0
当期経常増減額	0	0

■ 貸借対照表　平成24年3月31日現在

Ⅰ資産の部	
１．流動資産	0
２．固定資産	0
資産合計	0

Ⅱ負債の部	
１．流動負債	0
２．固定負債	0
負債合計	0
Ⅲ正味財産の部	
正味財産合計	0
負債及び正味財産合計	0

■ 準拠している会計基準　□NPO法人会計基準　□公益法人会計基準　☑なし
□社会福祉法人会計基準　□企業会計基準
□その他（その会計基準名）……　○○○○

制定：平成23年9月1日
改正：平成24年5月1日
平成24年8月1日

民俗芸能学会福島調査団規約

（目的・事業）

1．民俗芸能学会福島調査団（以下、本調査団と称す）は、福島県内の無形の民俗文化財の復旧・復興のための基礎資料とするため、福島県内に伝承されてきた祭礼行事や民俗芸能など無形の民俗文化財の被災状況や将来への展望、復旧・復興に向けた支援希望などを調査する。（以下、本調査と称す）あわせて本調査の成果などを活用し、福島県内の無形の民俗文化財の復興のために必要な伝承事業を行う。（以下、無形民俗文化財伝承復興事業と称す）

（構成）

2．本調査団は、民俗芸能学会会員および非会員で本調査に協力することを申し出た者（以下、調査協力者と称す）および福島県内に所在する無形の民俗文化財を伝承する団体で、本調査団の構成員となって無形民俗文化財伝承復興事業を希望する団体（以下、伝承団体と称す）で構成される。

（団長）

3．本調査団の団長（以下、団長と称す）は懸田弘訓とする。団長は本調査を総括する。

（所在地）

4．本調査団の所在地は団長自宅〔福島県福島県二本松市表一丁目４８４番地３〕とする。

（調査員）

5．団長は、調査協力者のなかから、調査対象との関係や調査協力者の居住地などを考慮して現地で聞き取り調査を実施する調査員を指名する。

（副団長・業務担当）

6．団長は、調査協力者のなかから、団長を補佐する副団長を指名することができる。また団長は調査協力者のなかから、本調査団に関わる各種業務の担当者を指名することができる。

（伝承団体）

7．団長は、伝承団体のなかから、無形民俗文化財伝承復興事業を実施する団体を指名することができる。

（監事）

7．団長は調査協力者であるどうかを問わず本調査団の会計を監査する監事を任命しなければならない。

（顧問）

8．団長は顧問をおくことができる。顧問は調査団に属さず団長に助言する。

（その他）

9．団長は本規約以外で本調査の実施に必要な事項については別に定める。

民俗芸能学会福島調査団
団長　懸田弘訓

＜事業報告書＞

区分	■地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 □ミュージアム活性化支援事業
事業の名称	福島県域の無形民俗文化財被災状況調査
事業の内容	【別添：平成23年度「福島県域の無形民俗文化財被災調査」報告を参照ください】 1　調査の趣旨 平成23年3月11日（金）の「東日本大震災」は、東北各地に甚大な被害をもたらした。ことに福島県は「福島第一原子力発電所」事故も加わって、県内各地の無形民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能など）は大きな影響を受け、それぞれの被災状況に関する確実な情報は、十分に集約されていない現状がある。 民俗芸能学会福島調査団は、福島県域の無形民俗文化財の復旧・復興の基礎的な資料の一つとするため「福島県域の無形民俗文化財被災調査事業」を実施した。 2　調査内容 （1）調査対象 被害が甚大な福島県の通り地方（13 市町村）に伝承されてきた風俗慣習、民俗芸能など無形の俗文化財。 （いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村） （2）調査項目 伝承者、用具・施設・公開機会、地域住民の被災状況および今後の展望さらに、復旧・復興のため伝承者等が希望する支援など。 （3）調査手法 無形民俗文化財の代表者等から、直接、聞き取りによることを原則とした。 3　調査経緯と結果 今年度は調査員に12名を指名し、平成24年1月中旬から聞き取り調査を開始した。予想以上に調査対象者の避難・移動が激しく、所在確認が非常に困難であった。また関係教育委員会も震災対応に追われ、その協力を得ることにも無理があった。そのような状況のもと、団長はじめ10名が、原則として複数で調査にあたり、延べ80日、約80の無形の民俗文化財を調査し、調査報告カード60通を作成した。
得られた効果	今回の調査で、祭礼や民俗芸能などは信仰のためだけでなく、地域づくりの根幹をなすことを改めて気づかされた。まさに心を一つにして協力し合い、生きるための支えであった。これらを失うことは「ふるさと」を失うことでもある。 調査を通じて確認した具体的な支援希望について、文化庁や福島教育委員会、民間団体などに、民俗芸能支援の参考資料として提供することができた。 これらが具体的な支援につながり、地域の無形民俗文化財の復旧・復興、さらに地域再生の一助になることを期待している。 【別添　報告「参考　支援希望（市町村別）参照】

平成23年度「福島県域の無形民俗文化財被災調査」報告

平成23年度は、福島県の中でも地震と津波の被害がことのほか大きく、さらに原発事故によって避難を強いられた浜通り地方の13市町村を対象とした。調査期間が短かったことと、予想を超える困難があったことから、約80伝承の調査と個々の調査報告カード60通にとどまったが、その概要は次のとおりである。

1，関係者の所在確認

当該市町村は、南からいわき市・広野町・楢葉町・川内村・富岡町・大熊町・双葉町・葛尾村・浪江町・飯舘村・南相馬市・相馬市・新地町である。調査は、原則として一市町村を2人1組になって分担した。このうち南相馬市は面積が広いうえに、所在する無形の民俗文化財が多いために、小高区・原町区・鹿島区の旧市町に分けた。

調査は、保存会長か役員・区長・神職などを訪ねて現状を直接聞き取ることにしたが、問題はそれらの方々の所在確認であった。まず、最初に市町村教育委員会に依頼した。しかし、震災前から引き続き所在しているのは、いわき市・南相馬市・相馬市・新地町の4市町だけで、それ以外の9町村はすべて他地区に移転していた。これらの町村役場の中には、公共交通機関のない山あいにあったり、市街地から離れていたり、県外もある。さらに教育委員会事務局が町村部局と別な場所のこともあり、また、同事務局が複数の場所に分散しているところもあった。ことに文化財保護の担当者が仮設住宅の支援に専念しているところが多く、予想はしていたが現実はそれを超えていた。各教育委員会は協力を快く承諾してくれた。しかし、原発からかなり離れている町村でも、放射線量の高い地域があるためにその対策に追われ、震災から間もなく一年になろうとするにもかかわらず、行政は多忙を極めていてその時間がとれないところもあった。依頼はできても、業務の現状をみると数か所にとどめざるを得なかった。

次の手段は、福島県神社庁への依頼であった。幸い同庁では避難している神職のほぼ全員の所在を把握していたが、電話番号までは押さえていなかった。それに個人情報保護の観点から、まず神職の同意を得なければならず手数をかけた。調査にあたっては手紙で電話番号を問い合わせ、その後に日時の打ち合わせとなるので日数を要した。

効率的であったのは、親戚・知人・仕事関係などから得られた情報である。関係者の所在確認は困難になることは予想していたので、調査担当地区は震災前に居住していたか、特につながりの深い調査員が担うようにした。

通常の調査なら公開される場所と日時は周知のことなので問題ないが、今回の調査は所在確認にもっとも時間と労力を要した。それだけにゆかりのない調査員では、困難で

あったと思われる。

調査にあたると、仮設住宅はほとんどが郊外にあり、バスの本数はきわめて少なく、レンタカー以外に手段のないところもあった。関係者は、いずれも協力的であった。しかし、中には仕事都合で日時を確定するのに時間を要したり、約束の日時が当日になって変更されるなど、予定どおりいかないこともあった。

2, 地震と津波による被災の現状

地震による被害はあったが、何といっても津波の被害が甚大であった。いわき市では久之浜・薄磯・豊間が大きかった。ことに豊間は約600戸のほとんどが流失し、85人が亡くなった。ここは県指定重要無形民俗文化財「菅波大國魂神社のお潮採り神事」のお潮採りの祭場地である。近くの諏訪神社の三匹獅子舞の被害も大きかった。

広野町では下浅見川流域から北部が流失し、鹿島神社の浜下りはできなくなった。

富岡町では仏浜と毛萱の河川流域の被害が大きい。ここは諏訪神社と四十八社山神社の浜下り神事の祭事地でもある。

大熊町は、熊川の集落の2/3が流失した。ここには県内では旧相馬中村藩だけに伝えられている典型的な4人による一人立ちの獅子舞「熊川の鹿舞」が伝えられていて、鹿頭ほか諸道具を失った。

浪江町では請戸地区が壊滅した。ここには神楽と小学生による田植踊があり、苕野神社の安波祭に演じていた。神社は礎石を残すたけで境内の大木もすべてなくなり、宮司と禰宜の両夫妻も犠牲になった。

双葉町では芸能の被害はあるが、比較的少ない。しかし、民家は旧家の古風な住居か多いためか、全壊がめだった。

南相馬市は鹿島区・原町区・小高区ともに、さまざまな種類の芸能が多数継承されている。ことに海岸沿いに特色あるものが多いが、これらの集落は多くが壊滅した。小高区は小高川と井田川流域の被害が甚大であった。この地域は警戒区域で入れないが、少なくとも神楽5団体と田植踊1団体が大きな被害を受けた。小高区村上で、早乙女踊が演じられる貴布根神社の本殿は残ったが、拝殿は倒壊した。原町区でも新田川流域から南にかけて津波の被害が大きく、神楽と田植踊を伝えるいくつもの集落が壊滅した。ことに萱浜には県内では珍しく、北陸からの移民が伝えたと思われる「天狗舞」があったが、ここでも神輿とすべての用具が流失した。鹿島区烏崎には、この地方の典型的の田植踊に加えて、民謡につれて踊る「子ども手踊」が3組あった。ともに10曲以上伝えていたが、集落は姿をとどめないほどに流失した。またこの烏崎浜は県指定の「江垂日吉神社の浜下り」のほか一社の潮垢離の祭場でもある。

相馬市では、神楽と神楽七芸など多彩な芸能を伝えている磯部と漁港の原釜もすべて

壊滅した。尾浜の被害も大きかった。隣接する2か所の神楽も、獅子頭や諸道具が大破あるいは流失した。

新地町の法印神楽系の「十二神楽」を伝えている釣師も壊滅した。この神楽は宮城県から伝えられたもので、本県で新地町だけに伝わる。

3，原子力発電所の事故による被災の現状

今回の東日本大震災では、津波の被害も大きかったが、福島県では福島第一原子力発電所の事故による影響は計り知れないものがある。同原発が所在する双葉町と大熊町だけでなく、南相馬市小高区・浪江町（津島地区を除く）・富岡町・楢葉町・田村市の一部・川内村の一部は警戒区域に、南相馬市原町区・田村市の一部・広野町は緊急時避難準備区域に、飯舘村・葛尾村・浪江町津島地区は計画的避難区域とされ、前述のように南相馬市と田村市を除く9町村は、住民も役場も中通り地方、あるは会津地方、双葉町にいたっては埼玉県の加須市に避難した。それも住民は予告なしの緊急避難で、移動するバスに乗るまで1時間もないところが多く、ほとんどが普段着で財布と毛布一枚を持った程度であった。それにこれらの方々は避難先に落ち着くまで、少なくとも数か所、多い人では10か所も移動した。当然、祭祀や芸能に関する用具類は持ち出す時間も余裕もなかった。用具類は地震による直接の被害は少なかったが、保管していた建物の戸や窓が壊れ、ここから放射性物質が進入して汚染され、使用できないほどの高い数値を示すところもあった。保存会の代表者は、その責任から運び出して管理しなければと思っているが、仮設や借り上げの住宅では生活するにも狭く、ここでの保管は不可能である。一年間もそのまま置くだけに温度や湿度、鼠の被害も心配している。公共機関で保管場所を確保してほしいという要望か強かった。

問題は、いつ戻ることができるかということである。新年度から規制を改めるとされているが、かなり長期間戻ることができない町村がでることは確実である。あるいは戻ることができても、完全な除染は難しく、子どもを持つ親はためらいがある。避難している方々の中には、すでに避難先に住民登録を済ませたり、住居を買い求めて永住を決めた方もわずかではあるがいるという。祭祀や民俗芸能の再興には、なにより帰還が必須である。

4，再興の動向と対策

このように地震と津波、それに原発事故による放射能汚染という3重苦にもかかわらず、継承をあきらめた団体はなかった。それどころか予想より早く再興の動きがでている。

浪江町請戸は482戸が流失し、行方不明も含めて221名が亡くなった。それにもにもか

かわらず、この地の田植踊は、被災4か月後の7月初めから役場がある二本松市で練習を始め、8月21日にいわき市の「ふくしま海洋科学館アクアマリンふくしま」で公開した。引き続いて郡山市・本宮市・二本松市で開催された民俗芸能の催しに出演を要請され、被災1周年の供養として2月19日には浪江町の住民が避難している福島市の4か所、二本松市の1か所の仮設住宅を巡って披露した。再興できたのは保存会長と踊の師匠が、すべて失ったが自分たちには田植踊があるという誇りと責任感、それに被災前年度に民間の財団の援助が確定していたことによる。

また、国指定の重要無形民俗文化財「相馬野馬追」は、旧相馬中村藩挙げての行事だけに、今回の原発事故の影響は大きかった。それでも被災して4か月後の7月下旬に、略式ながら実施した。ことに重要な「野馬懸」を行なう相馬小高神社は警戒区域で立ち入ることができず、警戒区域からわずか90㍍離れた原町区字高の多珂神社で実施し、予想の3倍を超える騎馬武者が集まった。これは相馬中村藩の子孫という誇りと野馬追にかける熱意の表れとみている。

相馬市原釜と磯部も集落は壊滅し、原釜では99名、磯部では住民の約20％にあたる243名が亡くなった。当然、ほとんどの用具も流されたが、幸い神社は残った。それでも前者は平成24年4月14・15日に津神社で、後者も4月15日に寄木神社で祭礼を行い、神楽などの芸能を再興することを決めた。これはこの集落が漁業に携わる方が多く、古くから信仰深いことと、民間の財団の援助があったことによる。

いわき市菅波の大國魂神社は海岸から約10㌔離れた内陸部にあるために、地震による被害は若干あったが、津波の影響はなかった。しかし、同社の県指定重要無形民俗文化財「菅波大國魂神社のお潮採り神事」のお潮採りの祭場となる豊間地区は、約600戸の大半が流失して85名が亡くなり、神事にかかわる海友会員も数名犠牲になった。祭日は震災2か月後の5月3・4日であったが、それでも略式で行い、平成24年はこれまでとおりに実施したいと準備を進めている。これも地元の方々の熱意と民間の財団の援助があったことによる。

南相馬市小高区村上は海岸に接した集落で、ここには県内でもっとも芸能化した地方色豊かな田植踊が伝えられている。この集落は家屋の9割が流失し、神社も倒壊した。その上、保存会39名のうち会長・副会長を含む12名が亡くなった。今回の被災調査で再興の熱意が高いことを知り、調査員の助言もあって平成24年3月に開かれた集落の会議で再興することを正式に決めた。しかし、ここも衣装から用具まですべて失っている。現在、民間団体に援助を願い出ているが、踊り手の衣装が高価なために費用の捻出に苦慮している。

これらは一部で、いずれの団体も再興への願望は強く、前述のようにあきらめたところはない。しかし、ここ1、2年が重要で、代表者はそれ以降になると可能性はかなり下

がるのではないかと案じている。それに津波に襲われたところは、衣装・用具類のほぼすべてを失っている。見つかっても修理できる状態ではない。相馬中村藩の特色ある芸能といえば神楽と田植踊であるが、獅子頭は市販のもので50万円前後、写真などをもとに復元すると60万円以上を要する。田植踊にいたっては早乙女が留袖を着て袋帯を締めるために、新しいものの一式は廉価なもので40万円前後、長期に使用できるものなら60万円はする。踊り手は7名から10名が必要なだけに、すべての財産を失った方々には、とても負担できる金額ではない。今年度の調査だけでも、再興のために要望のあった費用を積み上げると2,000万円を超えた。

今回の調査で、祭祀や民俗芸能などは信仰のためだけでなく、地域づくりの根幹をなすことを改めて気づかされた。まさに心を一つにして協力し合い、生きるための支えであった。これらを失うことは「ふるさと」を失うことでもある。国・県・市町村の補助、さらに民間の援助をお願いした。

民俗芸能学会福島調査団長　懸田弘訓

＜収支精算書＞

収入の部

区分	平成２３年度 収入額（円）	備考	文化庁使用欄
自己負担額	0		
都道府県補助額	0		
市町村補助額	0		
その他	0		
小計	0		
国庫補助額	3,188,966		
合計	3,188,966		

支出の部

区分	平成２３年度 支出額（円）	備考	文化庁使用欄
主たる経費	3,188,966		
調査研究事業	3,188,966		
報償費	1,781,000		
旅費	1,215,246		
使用料及び借料	2,820		
役務費	11,400		
委託費	84,000		
需用費	94,500		
合　　計	3,188,966		

（記載上の注意）

区分欄は、補助要項の明細の項及び目名ごとに記載すること